

第6回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会 議事録

日 時	令和4年(2022年)12月22日(木)午後7時00分~午後9時00分
場 所	国立市役所 3階 第1・2会議室
議 題	1. 開会 2. 議事録確認 3. 前回の振り返り 4. 中間評価について総合評価(案)(施策目標A①~) 5. その他
出席委員 (敬称略)	綿会長、寺島副会長、井上委員、宇賀神委員、大枝委員、小林委員、高橋委員、 坪谷委員、本多委員、丸山委員、三井委員、行定委員(委員は50音順)
事務局	大川健康福祉部長、関しょうがいしゃ支援課長、長田しょうがいしゃ支援課課長 補佐、関根主査、石川主査、山下主任、福嶋主任、岡田主任、真野主事
傍聴者	0名

第6回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

【綿会長】 それでは、定刻になりましたので、第6回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会を開催

したいと思います。

皆さん、改めまして、こんにちは。第6回の開催ですが、本会議は直接参加の委員の皆様が11名

とオンラインが1名、合計12名の方が参加されておりますので、定足数に達しておりますので、

本会議は成立しているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の会議に入る前に、事務局より御報告がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 貴重な時間を冒頭にいただきまして、申し訳ございません。本日の資料とは別に、委員

の皆様だけになります。机上に資料を配付させていただいております。国立市のマークがついた個人

情報を記載した書類の紛失についてというものでございます。これは市のホームページの記事にな

りますが、市のホームページや新聞報道などでお知りになった委員もいらっしゃるかと思いますが、

東京都と国立市の間で、精神手帳を含む個人情報紛失が発生しております。裏面の別紙のほうに

詳細を書かせていただいておりますが、12名分、手帳9名、記載事項変更3名分ということで、東京都

と国立市の間で、専任の職員が様々な書類をやり取りする交換便という制度を使って、これに限ら

ず様々な書類をやり取りしているわけですが、その途中で現在所在が分からなくなっていると

いう件でございます。経緯は書かせていただいたとおりで、対象の方には既に市から謝罪し、説明を

行い、再発行についての手続を現在取っているところでございます。現時点においてまだ所在が分っ

ていないところでございます。

このような形で対象の皆様にはちょっと御不安を与えていることに対しまして深く上おわびを申

上げますとともに、今後につきましては、こういった個人情報につきましては、一層の注意を持っ

て管理を徹底してまいる所存でございます。

本件につきましては、直接本日の議事とは関係はございませんが、推進協議会というしょうがい

施策を検討する会議の場でございますので、冒頭、御報告をさせていただきました。この件に関して

何かお問合せがありましたら、しょうがいしゃ支援課長、私、関が個別に対応いたしますので、会議

終了後にお声がけいただければと思います。

冒頭の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【綿会長】 ありがとうございます。直接、推進協議会には関係していませんので報告という形

でよろしくお願ねがいしたいと思おもいます。本件ほんけんに關しての問かん合せにつといあわきましては、会かい議終ぎしゅうりょうご了後じむきょくに事務局へ
お願ねがいできれおもばと思おもいます。

それでは、早さつそく速協きょうぎかい議会すずに進すすめていきすすたいと思おもいます。次おち第しだいに沿そいまして、2の委いいん員いしよくじょうの委こうふ嘱状こうふの交こうふ付こうふ
となりなります。それでは、事じむきょく務局ねがのほうでねがお願ねがいします。

【事務局】 今こんかい回あら、新しんたに市しみん民公こう募委はいいん員かたの方こうほが公せんしゆつ募せんしゆつにより選いしよくじょう出こうふされおこなましたので、委いしよくじょう嘱状こうふの交こうふ付こうふを行おこなわ
せていいしよくじょうたこうふだこうふきます。委いしよくじょう嘱状こうふの交こうふ付こうふは、国こくりつ立市しちやう長かに代かわり、大おお川か健おおか康わけん福こうふく祉くしふちやう部こうふ長こうふより交こうふ付こうふさせこうふていこうふた
だこうふきこうふます。

いしよくじょうこうふ
(委嘱状交付)

【事務局】 それでは、大おお枝えだ委いいん員いいん、こねがれからよおろしくお願おいおいおたかんたんします。大かんたん枝じ委じ員こより、簡かん単たんに自じ己こ
紹しょう介かいをお願ねがいできれおもばと思おもいます。今いまマイクもを持もちますので、よねがろしくお願ねがいねがたねがします。

【大枝委員】 皆みな様さま、こあたんにちしは。新しんしく市しみん民委いいん員いいんとなおりおましもうた大ちゅうりやく枝やくさちゅうりやくやちゅうりやくかと申ちゅうりやくします。(中略)

今こんかい回あら、ししょうしがいししゃし施し策さく推すい進しん協きょう議会ぎかいに加くわえていわたしたほんとうだなにくことなにになりなにまして、私わたしは本ほん当とうに何なにもこの
分ぶん野やをし知しらしないしものしですしので、ぜみなひみな皆みなさんみなからみないまろまんなまことまをま学まんまで、きぎちぎんぎとり議り論りをりよりくり理り解りして
つつとつ務つめつてつまついつりつたいつと思おもいますので、よねがろしくお願ねがいねがたねがします。

【事務局】 大おお枝えだ委いいん員いいん、あおりおがおとおうおごおざおいおましおたお。

つつづついて、私わたしども事じむきょく務局じんじいどうに人あら事はいぞく異はいぞく動はいぞくがしよくいんごしよくいんざしよくいんいしよくいんましたので、新しよくいんたしよくいんに配しよくいん属しよくいんされしよくいんた職しよくいん員しよくいんを紹しよくいん介しよくいんをしよくいんさせしよくいんていしよくいんたしよくいんだしよくいんきしよくいんます。

じむきょくしょうかい
(事務局紹介)

【事務局】 以い上じょうでねがごねがざねがいねがます。よねがろしくお願ねがいねがたねがします。

委いしよくじょう嘱状こうふの交こうふ付こうふ、職しよくいん員しよくいんの紹しよくいん介しよくいんは以い上じょうでねがごねがざねがいねがます。よねがろしくお願ねがいねがたねがします。

わだかいちょう
【綿会長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。3、議事録確認でございます。事務局からお願い
したいと思います。

じむきょく
【事務局】 まず最初に、お手元にお配りいたしました資料の確認をお願いいたします。

まず、A4、1ページ、推進協議会の議事次第でございます。それから、右上に資料1となってお
ります議事録でございます。資料2、A3横の国立市しょうがいしゃ計画中間評価表【2022年12
月22日版】になります。資料3、質問一覧になります。本日の配付資料は以上でございます。不足の
資料などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、資料1の議事録を御覧ください。事務局としましては、特に皆様にお送りした後か
ら訂正箇所はございませんが、委員の皆様から訂正の必要な箇所はありましたでしょうか。ありまし
たら教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

議事録の変更はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

議事録につきましては、こちらの内容で市のホームページに掲載させていただきます。

また、これは毎回のお願いではございますが、議事録作成を行う都合上、御発言の際は必ず拳手
をいただきまして、会長が指名の後にお名前をおっしゃっていただいてから御発言をいただければ
と思いますので、よろしくお願いたします。議事録の確認は以上でございます。

わだかいちょう
【綿会長】 それでは、協議会として議事録の確認をさせていただきました。

それでは引き続きまして、次第の4、前回の第5回の協議会の振り返りを行いたいと思います。

前回は、評価方法の変更につきまして事務局から提案を受けた後に、施策の②の4番、5番までの意見
をいただいたところでございます。その内容について振り返りたいと思いますので、事務局からよろ

ねが おも
しくお願いしたいと思います。

じむきょく ぜんかい きょうぎかい ごしんぎ じこう ないよう ごかくにん
【事務局】 それでは、前回の協議会で御審議いただいた事項について、内容を御確認いただければ
おも しりょう くにたちし けいかくちゅうかんひょうかひょう ねん がつ にちばん てもと
と思っています。資料2、国立市しょうがいしゃ計画中間評価表【2022年12月22日版】をお手元
ごようい
に御用意ください。

ぜんかい ひょうかほうほう へんこう じむきょく ごていあん とつぜん ごていあん
前回、評価方法の変更について事務局より御提案させていただきました。突然の御提案にもかかわ
いいん みなさま ごいけん ひょうか しさく そうごうひょうか ぶんあん じむきょく
らず、委員の皆様から御意見をいただいて、評価につきましては、施策ごとに総合評価の文案を事務局
ごていあん かたち しりょう かく さいしょ きょうぎかいひょうか
から御提案させていただくという形になりました。これが資料の各ページの最初にある協議会評価
あん かたち きさい かん つぎ ぎ じ ちゅうかんひょうか
(案)という形で記載しているところでございます。これに関しては、次の議事の中間評価につい
てのところでは皆様から御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

こ しさくもくひょうえー ばん いけん いけん ついか
その後、施策目標Aの②の5番まで意見をいただきました。いただいた意見を追加しておりますの
で、そちらの説明だけさせていただければと思ひます。

まいめ えー ばん こ そうごうそうだんじぎょう こ かていしえん
まず、5枚目、Aの①の11番、子ども総合相談事業のところ、くにサポと子ども家庭支援センタ
れんけい
一の連携ということや、しょうがいのあるないで切り分けないで対応してほしいということ、あか
ほうもん はなし めざ
ん訪問ができないかという話、それから、ソーシャルインクルージョン・フルインクルーシブを目指
くにたち ふつう がっこう い あ まえ ちいき い
す国立としてということで、しょうがいがあっても普通に学校に行けて、当たり前地域に生きてい
けること、せいど しえん つた しょくいん じゅうじつ もと
けること、制度や支援などもしっかり伝えることができるような職員の充実を求める、このような
いけん て
意見が出ているところでございます。

ばん そうだんしえんじぎょう れんけいきょうか なか こうだん あいしーていー
それから、12番のさまざまな相談支援事業との連携強化の中で、後段のところになります。ICT
かつよう そうだん けんとう じゅうそうてきしえんかいぎ こんごと く
を活用した相談についても検討してほしいということや、重層的支援会議についても今後取り組んで
ひつよう いけん ついか
いく必要があるといったような意見を追加させていただいております。

もう1枚めぐりまして、Aの②「しょうがいのある子が地域で育ち、住み続けるための福祉サービ

スを充実させます」の1番目、児童発達支援センター開設及び運営支援の部分です。共働き世帯が

利用できるよう、開所時間を保育園と同等の運営とするよう願うということや、専門的な療育や相談

する機関として心理士の常勤をお願いしたいという御意見がありましたので、追加させていただき

ました。

それから、2番目の障害児通所事業の支援については、最後の2つです。しょうがい児だけが集ま

る場所はやはり必要ないと思うという御意見や、市独自の安全点検項目の徹底、それから安全巡視の

スキルを市の職員が身につけてほしいといった御意見がありましたので、こちらを追加させていた

だいております。

もう1枚めぐりまして、5番目、保護者や家族会等の支援のところの一番最後の部分、当事者と家族

の意見が違う、当事者のことは当事者が決められるような体制をつくって、保護者とは別に考えるよ

うにしてほしいといった御意見がありましたので、こういった御意見を追加させていただきました。

また、この意見欄につきましては、今後も御意見がありましたら掲載してまいりたいと考えている

ところでございます。

追加いただいた意見については以上でございます。よろしくお願いいたします。

【綿会長】 ありがとうございます。前回からの議論の中での事務局案が出ていますが、何か御意見

とかはありますでしょうか。

【井上委員】 中間評価表の資料の協議会意見の中に、私の意見がないです意見を載せてください。

補足があります。

前回発言した部分が反映されていないように思うのですけれども、どうなっていますでしょうか。

【事務局】 協議会評価案のところですか、それとも各施策の協議会意見のところでしょうか。

【井上委員】 意見のところですか。

【事務局】 すみません。こちらで抜け落ちてしまっているところがありますので、どの部分になりますでしょうか。

【井上委員】 全体的に発言した部分が反映されていないように思うんですけども、必要であれば前回発言したメモを持って行くんですけども。

【事務局】 申し訳ありません。そうでしたら、もう一度、私どもも議事録を確認し、また井上さんからいただいて、それを追加させていただきます。

【井上委員】 関さん、お願いします。

【事務局】 では、後ほど事務局のほうで井上委員と確認をさせていただいて、意見を追加させていただきます。

【井上委員】 確認しましょう。

【坪谷委員】 井上委員と同じです。私の意見もちよっと入っていないのがあって、今の5ページ目の②の2のところですか。しょうがい児だけ集まる場所はやはり必要ないと思うという意見が出たときに、また、議事録の39ページにもあるんですけども、こういった意見があると、反対意見だけ載ってしまうと怖いから、逆に賛成の意見も載せてほしいと発言をしたのに、一番恐れていたことだけが載っているので、これだけは勘弁してほしいんですけども。協議会の人たちがこれに賛同したという議事録が残ってしまうので、これは反対の意見もしっかり載せてほしいと要望したつもりだったので、39ページの意見をカウンターとして載せてほしいです。

【事務局】 大変失礼いたしました。意見という形で取りまとめることができおりませんでしたの

で、この部分をきちんと載せさせていただければと思います。

【綿会長】 協議会の意見というのは、今、坪谷委員が言われたように両方の意見があっ

けで、ですから、それは本当に両方の意見をしっかりと載せることが重要だと思

井上委員の言葉であるとか坪谷委員の言葉であるとか、その内容についてもう1回事務局で改

記載をよろしくお願ひしたいと思います。

【井上委員】 目標A②、しょうがい児日中一時支援事業、デイサービスは楽しくな

も、お母さんに行きたくないですと言えなかつたです。嫌な気持ちです。子どもを分けてほ

です。しょうがいがある子を分けてほしくありません。補足があります。

目標Aの②の3番、しょうがい児日中一時支援事業です。

【綿会長】 確認します。②の3番でいいですか。しょうがい児日中一時支援事業の

いう意見が入ってないのでということよろしいですか。

【井上委員】 あっています。補足があります。

振り返りの意見です。前回入っていないんじゃないかと、振り返りの意見を出してもいい時間かと思

って、前回は踏まえて意見を出したんですけども、まだ前回記載されていない部分の話ですか。

【綿会長】 今は振り返りですので、前回出した意見に対して反映されているとか反映されていないと

かということなので、議論がまた振り出しに戻っちゃうので、今日は振り返りの機会なので、前回

発言された内容が反映されていますかということなんです。

【井上委員】 振り返りの時間というのは、前回出した意見がこの会議の資料に載っているかどう

かを確認する時間ということによかつたですか。

【綿会長】 そうです。

いのうえいじん あたら いけん だ
【井上委員】 新しい意見は出せない。

じむきょく あたら いけん すいじ じぜん おも ぶんぶん ついか
【事務局】 新しい意見があれば、随時、事前にいただければと思います。もしこの部分に追加するものがあれば、新しい意見として追加いただければと思います。今後も意見がありましたら、随時掲載していきますし、事務局で入れ忘れてしまっているようなところについては、改めてこういった振り返りの場でも反映していきますので、そこは今後この中で追加させていただければと思います。

いのうえいじん ぶん かえ あたら いけん ぜんかいだ ぶんぶん いけん
【井上委員】 振り返りに新しく意見を、前回出せなかった部分の意見があるんですけども、それは、ここでは発表できないということですか。

じむきょく じぜん じむきょく じかい ついか
【事務局】 もしよろしければ、事前に事務局のほうにいただければ、それを次回、ここを追加しましたとお伝えすることができます。

いのうえいじん きょう
【井上委員】 今日はどうすればいいですか。

じむきょく きょう ぶん かえ いまい ぜんかいはつげん いけん ついか
【事務局】 今日は振り返りで、今言ったように、前回発言した意見が追加されていないということについては、今いただいたところを次回に向けて入れていきたいと思っています。それが前回の振り返りという形になります。終わった後にまた新しい意見が出た場合は、振り返りではなくて、今後の中に追加させていただくという形になります。

ほんだいいん ぎじろく いのうえ ごいけん の いのうえ
【本多委員】 議事録の38ページに井上さんの御意見が載っていて、これはさっき井上さんがおっしゃった文章だと思うので、その中に、しょうがい児日中一時支援事業について、子どもを分けてほしくないとおっしゃっているので、それを追記していただく形はどうですか。この前の会議で、井上さんがお話ししてくれたことをここに書いてもらうのはどうですか。

いのうえいじん ついき ないよう ば はっぴょう おも
【井上委員】 追記したい内容をこの場で発表できるのかなと思っていたんですけども、それは発表しないで、紙ベースで事務局のほうに出してほしいということだったんですけども。振り返り

について、一番最初に話していたところと、会議の進め方がシフトしていくにつれて事務局の方と認識

が、私たちがずれているのかなと思うので……。

今、本多さんはおっしゃってくれたんですけども、井上さんが前回発表した中で言えなかった

部分、エピソードとかもあって今回発言したので、その部分もよかったら皆さんと共有したいと思っ

たので今日この場に持ってきたんですね。井上さんは、メールとかも、自分で操作したり、それを受

け取るのは難しいので、この場で発表するであるとか、事務局の方とお話をするというのが非常に

大事になってくるので、その進め方についてはまた事務局の方と話をさせてもらいたいと思います。

前回言えなかった部分が幾つかあるので、そこはここで皆さんと共有してもいいでしょうか。

【事務局】 そうしましたら、こういった意見だったかということ、項目だけお伝えしていただく

形でもよろしいですか。こういう意見を追加したいという。

【井上委員】 意見を言ってもいいということですか。

【事務局】 こういう意見がありますという、その表題だけというんでしょうか、内容は後で事務局

のほうで詳細は聞きたいと思います。総合評価にさせていただければと思うので、追加の意見は簡単

にこういった意見を追加したいということを伝えていただければと思います。

【井上委員】 分かりました。

1個目の意見が今のような意見です。しょうがい児日中一時支援事業。

【事務局】 事務局は了解いたしました。

【井上委員】 次が目標Aの③のNo.1、地域生活支援拠点の整備（面的整備）。グループホームに

入りたくないです。施設やお母さんの家から出たら自立した生活ができるようにしてほしいです。

次です。目標Aの③のNo.2、施設入所者・精神科長期入院者の地域移行支援です。施設、病院

ちいき で くにたちし ひとりぐ から地域に出て、国立市で一人暮らしをしてほしいです。お金、練習、アパート相談、介護者が必要
しせつ で
です。施設がすぐ出れるようにしてほしいです。

つぎ えー なんばー しんしん しやじゆうたくひじよせい みなお やちんほしやう ふ
その次です。Aの③のNo.3、心身しょうがい者住宅費助成の見直し。家賃保証を増やしてほしい
くにたちし やちん たか かいごしや じかん ちい へ や たいへん
です。国立市は家賃が高いです。介護者が24時間いるので、小さな部屋だと大変です。

もくひやうえー なんばー ちてき しやせいかつりやう やちんじよせいじぎやう
目標Aの③のNo.4、知的しょうがい者生活寮（グループホーム）家賃助成事業です。グループ
じりつせいかつ
ホームじゃなくて、自立生活ができるようにしてほしいです。

つぎ えー なんばー みんかんじゆうたくにゆうきよしえん か じりつせいかつ いえ
その次のAの④のNo.5、民間住宅入居支援です。アパートを借りて自立生活をしたいです。家
さが てつだ
を探すのを手伝ってほしいです。

ふ かえ いじやう
振り返りました。以上です。

じむきょく わ いまついか じかい きやうぎかいいけん なか はんえい
【事務局】 分かりました。今追加したものを、次回この協議会意見の中に反映させていただければ
おも
と思います。

わたかいちやう いいん みなさま なに
【綿会長】 ほかの委員の皆様から、何かありますでしょうか。

みついいいん きやうぎかいひやうかあん ふぶん はな じかん
【三井委員】 協議会評価案のところの部分についても話していい時間ですか。

じむきょく きやうぎかいひやうかあん つぎ ぎだい こいけん
【事務局】 協議会評価案のところについては、次の議題になりますので、そちらで御意見をいただ
おも
ければと思います。

みついいいん わ
【三井委員】 分かりました。

わたかいちやう だいじやうふ
【綿会長】 そのほかはいかがですか。大丈夫ですか。

ふ かえ いじやう おも じむきょく いちどあ
それでは、振り返りについては以上にしたいと思います。事務局のほうで、いま一度上がってきた

いけん まえ ぎじろく はんえい おも ねが
意見、この前の議事録のところを反映させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと
おも
思います。

それでは、^{ちゅうかんひょうか}中間評価について^{そうごうひょうか}総合評価^{あん}(案)に移りたいと思います。^{うつ}総合評価につきましては、

^{じむきょく}事務局に案をつくっていただいて、^{あん}ここで^{すこ}少しもむという形で、^{かたち}前回^{ぜんかい}そういう話もありましたので、

それでは^{さっそく}早速、^{そうごうひょうか}総合評価(案)の説明について^{あん}事務局からよろしく^{せつめい}お願いしたい^{じむきょく}と思います。

【事務局】^{じむきょく}それでは、^{しりょう}資料2の1ページ目、^め施策目標Aの①^{しさくもくひょうえい}「相談しやすい街をつくるとともに、

^{ふくし}福祉サービスを^{じゅうじつ}充実させます」の下の四角い囲みの中に、^{した}協議会^{しかく}評価案を^{かこ}記載^{なか}させていただきますし

^{こんかい}た。今回それぞれAの①に^{えい}連なる^{つら}具体的な^{くだいてき}取組から、^{とりくみ}これまで^{みなさま}皆様から^{いけん}いただいた^{もと}意見を^{きょうかい}基に、協議会

^{ひょうかあん}評価案という形で^{かたち}事務局で^{じむきょく}文案を作成^{ぶんあん}しております。こういった^{さくせい}評価文案になる^{ひょうかぶんあん}というところで、

^{ごいけん}御意見を^{おち}いただければ^よと思っています。^あ読み上げ^よさせていただきます。

^{とうじしゅ}当事者の^{こま}困りごとについて、^{みちか}身近で^{きがる}気軽に^{そうだん}相談できる^{しやくしょ}よう、^{いっばん}市役所・^{いっばん}一般相談事業所の^{そうだん}相談機能^{のうきょうか}強化

^{ひつよう}が必要である。^{しやくしょ}市役所においては、^{しえんか}しょうがいしゃ支援課、^{まどぐち}ふくふく窓口、^{かんけいぶしょ}くにサボなど^{かんけいぶしょ}関係部署の

^{れんけい}連携が^{じっし}実施できており、^ひ引き続き、^{そうだん}相談機能^{のうきょうか}強化の^{とりくみ}取組^{をつ}を^{ひつよう}続ける^{ひつよう}必要がある。^{きかん}基幹相談支援センター

^{せっち}の設置が^{くにたちし}できておらず、^{せっち}国立市として^{けんとう}どのような^{ひつよう}センターを^{ふくし}設置していくのか^{せっち}検討が必要である。福祉

^{じゅうじつ}サービスの^{とうきょうと}充実については、^{ほじょ}東京都の^{かつよう}補助を活用した^{しな}市内事業所の^{うんえい}運営による、^{にっちゅうかつどう}日中活動の^ば場を^{かくほ}確保

^{とうじしゅ}できている。また、^{さくせい}当事者^{かいじしゅ}自らが^{しえん}作成した^うセルフプランにより^{ひとり}介助者の^す支援を受けて^{じかん}一人で好きな^{じかん}時間

^すを^{ふくし}過ごすなどの^{じゅうなん}福祉サービスの^{うんよう}柔軟な^{やかん}運用が^{きんきゅうじ}できている。^{かいごはけん}夜間・緊急時の^{かいごはけん}介護派遣サービスについて

^{じっし}は、^{じぎょう}実施した^{けんしょう}モデル事業の^{ほうこく}検証・^{おこな}報告^{ひつよう}を行う必要がある。

このような^{かたち}形で^{ぶんあん}文案を^{かたち}まとめ^{ぶんあん}させていただきました。

^{きほんてき}基本的な^{なが}流れといたしましては、^{そうだん}相談機能^{のうきょうか}の^{とりくみ}強化の^{くにたちし}取組と、^{せっち}まだ^{せっち}国立市としては^{せっち}設置^{せっち}できていない

^{きかん}基幹相談支援センターの^{せっち}設置についての^{げんきゅう}言及、^{いっほう}一方で、^{しな}市内の^{とうじしゅ}しょうがい当事者の^す過ごし方^{かた}について

^{じぎょうしょ}は、^{にっちゅうかつどう}事業所で^ば日中活動をする^{かくほ}ような^{いっしょ}場の^{とうじしゅ}確保と^{かた}一緒に、^{ひとり}当事者の方が^す1人で^{じかん}好きな^す時間を^す過ごすとい

うようなサービスの使い方、そういったものに関する柔軟な運用ができていているという表現をさせて

いただいております。また、何も進んでいなかった夜間・緊急時の介護派遣サービスについて、検証・

報告がまだできていないので、今後その検証・報告を行う必要があるということを、施策目標Aの

①の協議会評価案の文章として御提案させていただきました。

このような評価文章でよろしいのかどうかということで、本日は皆様にまず御意見をいただけれ

ばと思います。よろしくお願ひいたします。

【綿会長】 ①、②、③と1個1個やっていったほうがよろしいですか。

【事務局】 ①の施策の取組が大きいので、①を見ていただいて、必要であれば②、③と続けてと考

えております。①については施策の取組が多かったものですから、内容的に分量があったということ

で、まずこれを基本に御意見をいただければと思っております。

【綿会長】 分かりました。

それでは、①、あと②、③というのは比較的そんなにボリューム的にも多くないので、①は別途協議

するということで、①から協議したいと思ひますので、委員の皆さんも①のところで御意見がありま

したらお願ひします。

【三井委員】 今、関さんから説明がありました部分に関しては、結局、例えばセルフプランのとこ

ろに関して、こちらが出した意見に関しては、柔軟な運用ができていているというふうに評価では書いて

いますけれども、こちらとしてはセルフプランを充実させていってほしいという意見を出している

部分があって、それを皆さんの意見と合わせるとそういう表現になるのかという部分と、あとは、

夜間・緊急対応に関することなんです、夜間・緊急対応に関しては実施したモデル事業の検証・

報告を行う必要があるということですが、これに関しては夜間・緊急対応を早急に設置するように

けんとう 検討していくとしてほしいなということ。あと、またきかんそうだんしえん 基幹相談支援センターについては、くにたちし けんじょう 国立市の現状

かんが ひつよう う む けんとう ひつよう 必要の有無の検討も必要であるという形 で、 どういう 形 でどこまで反映して、例えば下の

ほうを見ないで総合的に全てこの評価案にやるであれば、 その部分の意見を どういうふう に検証し

てこういうふうになったのかということがちょっと分かりづらい部分があるので、 私たちはこれ

をこう書いてくれるのであれば、 今言ったような形 で書いてほしいと思います。

【事務局】 私どもとしては、セルフプラン、それからそうではないプランも両方どちらも選択に

よってできる形 が取れたらいいのではないかとということで、柔軟な運用という表現をさせていただ

いたところです。

やかん きゅうきゅうたいおう 夜間・救急対応については、 そうきゅう せっち 早急に設置するような検討が必要だとは思いますが、まだ今

おこな じぎょう けんしょう 行っている事業の検証とか、それをどう考えるかということができておりませんので、それが先

ではないかとということで、それを先にやる必要があるという表現をさせていただいています。

きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターについては、 ほう なか せっち どりよくぎ む 法の中では設置が努力義務のような形 になるので、やはり私

どもがこの間いろいろやっている中で、 なか きかんそうだんしえん せっち 相談支援を担

うような方々を育成するところにも国から予算が下りなかったり、 そういったところがございませ

で、 きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターについては、 セルフプランも含めた当事者の方の地域での生活を、 当事者

の意見を入れてつくれるような形 を目指したものを 考えていく必要があるのではないかとと思いま

す。 て、 そういったところも含めて、この検討というような表現をさせていただいているところござい

ます。

【三井委員】 この先にまた計画を立てていく際に、 その部分が反映できるためにこの協議会評価案

というのをつくっているということで、 けっきょく 結局、 その部分に関しては今事務局が答えられたような

ほうこうせい はなしあ つぎ ぶぶん おも いけん そうごうてき で
方向性というよりは、話し合いが次にできるような部分であると思うので、どういう意見が総合的に出

たかというところを漏れずに協議会評価案にも書いていただかないと、その部分がここでまとめられ

ちが しゅし の ちが おも だ いけん
て違う趣旨が載ってしまうのはちょっと違うんじゃないかなと思ったので、こちらが出している意見

かん かたち い の いけん いまい
に関してだけですが、こういう形で言っているからそういうふうに乗せてほしいという意見を今言
っています。

じむきょく たと じゅうじつ
【事務局】 例えばセルフプランを充実というところになると、セルフプランをどうやってつくって

いんご けいかく なか ぶ こんご けいかく なか
いくかというところが今後の計画の中に触れられるというところであれば、今後の計画の中にはその

ようそ かんが こた おも
要素を考えていくというのは1つあるのかなというのは、1つお答えとしてはできるかと思います。

わたかいちょう いま みついいいん たと きかんそうだんしえん へんこう
【綿会長】 今、三井委員のところで、例えば基幹相談支援センターは、どういうふうに変更したら

くだいてき
いいかというのは具体的にありますか。

みついいいん わたし だ いけん さき くに せつめい う りかい
【三井委員】 私たちが出している意見としては、先ほど国のという説明も受けたので、そこも理解

そうだん しやくしょ
しているんですが、相談センターというところが、ばらばらになっているというよりは、市役所のほ

じゅうじつ そうだん う ぶぶん いけん だ きかんそうだんしえん
うで充実した相談が受けられるといいなという部分を意見として出していますので、基幹相談支援セ

かん くにたち げんじょう かんが ひつよう う む ぶん こんご
ンターに関して、国立の現状も考え、必要の有無も含めてどんなものにしていくかということは今後

けんとう いけん だ
検討していくということで意見を出しているつもりでいます。

じむきょく し みずか おこな ほうほう ぶん かんが おも
【事務局】 市が自ら行うという方法も1つですので、そこも踏まえて考えていきたいと思いま

ひつよう う む ほう かなら い
す。ただ、必要の有無、ありなしのところは、法でここは必ずつくりなさいと言われてしまっている

くにたちし せっち けんとう かたち ひょうげん
ので、国立市としてどのような設置をしていくのかも検討というような形にやっぱり表現としては

かんが
なるかなと考えています。

みついいいん きかんそうだんしえん くに かん で
【三井委員】 基幹相談支援センターという国からのモデルみたいな感じを出ているようですけど

も、今回、事業をいろいろ見せていただいて、例えば国立市で就労支援センターなんかも庁内にあるわけですね。そういうものというのは、もっと逆に言えば、就労支援センターも含めて、ここにあるようなふくふくだとか、くにサポだとか、そういうものを総合的に来られる環境をつくるべきであると。それをどこかの団体に委託するということじゃなくて、はっきりと出していくことが、今回のこれを見た上で、すごい形で市の方たちが頑張っているんだなというのは見えたんですけども、それが見えるような形で、それでそこに人が来るような形の表し方というのはできるんじゃないかと。だから、そういうふうに考えてもらいたい。

例えば考えるだけじゃなくて、私たちは人権の委員会にも出ていますけれども、やっぱり総合的な意味でのそういうものが必要であるという思いはすごくあります。だから、何を言いたいかというのと、国のモデルとしてやるんじゃなくて、国立ですごくいろいろやっているものを、もっといろいろな形で国立なりの表現をしていくべきなんじゃないかと思う次第です。

【事務局】 国立市としてどのようなセンターを設置していくのかという検討の中には、例えば市が自らやるのか、そうではない形なのかを検討するところも含めて、まだ方向が決まっておりますので、そういう書き方をさせていただきました。ただ、今言った御意見は、今回、中間評価の中で、市が自ら行うべきだという御意見があったというのは残りますので、それも踏まえて今後考えていくことになろうかなと思います。

【坪谷委員】 各論はいいとして、ここに書いてある協議会評価案というのは、たった5行にまとめているんですね。施策は1から12まであるんです。これは一体どの施策の意見をまとめたものなのかというのを、次回にその辺を明記してほしいなと。この行の施策は、一体どこの意見をまとめたのか分からないんですよ。読み取るのは実は物すごく難しく、抜けがあるのか漏れがあるのか、意見

ちが^{ちが}か^かと違うことが書いてあるのかをチェックするのはすごく難^{むずか}しいんですね。ぱっと見るだけでも、恐^{おそ}ら

く9番が夜間・緊急時の介護派遣サービスに行き着いたんですね。では、10、11、12の意見は一体

どこにまとめられたのかなというのが、読^よんでいてよく分^わからないんです。

い^い言^きってしまうと、ここにあるのがトップに来て、その下に協議会の各意見^{した きょうぎかい かくいけん}があつて、さらにその下

に配付^{はいふ}されている議事録^{ぎじろく}があるという形^{かたち}になりますよね。階層的^{かいそうてき}には。その中で、本当^{なか}にこれはまと

められているのか、さっき言^いった反対意見^{はんたいいけん}なり、両論併記^{りょうろんへいき}されるものなのかも含^{ふく}めてなかなか至難^{しなん}の

わざをやっているなというのが正直^{しょうじき}な印象^{いんしやう}なんですけど、どうなんでしょう。事務局^{じむきょく}としては、これ

は抜け、漏^ぬれがない自信^{じしん}がありますか。

【事務局】 わたし 私^{わたし}どもとしては、確^{たし}かにAの①^{えー}については、各項目^{かくこうもく}が大変多^{たいへんおお}い部分^{ぶぶん}ではございますので、

まとめるのに苦勞^{くろう}した部分^{ぶぶん}はございます。ただ、協議会意見^{きょうぎかいいけん}の中^{なか}を見せ^みていただきながら、要素^{ようそ}とし

ては、各種相談^{かくしゆそうたん}の充^{じゅうじつ}実^{きかん}と基幹相談支援^{きかんそうたんしえん}センターについて^{げんきゆう}の言^{ふくし}及^{ふくし}、それから福祉サービスとくくって

しまっていますけれども、事業所^{じぎょうしょ}の運^{うんえい}営^{えい}による、事業所^{じぎょうしょ}に通^{かよ}うことによる日中活動^{にちちゆうかつどう}のやり方^{かた}と、他方^{たほう}

で、セルフプランによる1人^{ひとり}で好き^すきな時間^{じかん}を過^すごすということの、ここがいわば両論併記^{りょうろんへいき}のような

かたち^{かたち}になります。そして夜間・緊急時の検^{やかん}討^{きんきゅうじ}ができてい^{けんとう}なかつた部分^{ぶぶん}についての言^{げんきゆう}及^{へん}、この辺^いを入れ

させて^{そうごうそうたんじぎょう}いただいて、総合相談事業^{いちばんさいしよ}については、一番最初^{そうだんきのう}の相談機能^{きょうか}の強化^{きょうか}のところ^{きょうか}にまとめています。

そのような形^{かたち}で表^{ひょうげん}現^{げん}した部分^{ぶぶん}ではございます。

ただ、やはり今日^{きょう}、皆^{みなさま}様^{さま}から^{すこ}いて^{すこ}いただいて、もう少^{すこ}しこ^{ふく}う^{ふく}いたところを膨^{ふく}らませるほうがいいとい

ぶぶん^{ぶぶん}ももちろんござい^{ひょうか}ますので、そこをき^{なか}ちん^いと評^{おも}価^{かこう}の中^{かこう}に入^{かこう}れてい^{かこう}ければと思^{かこう}います。ただ、各^{かこう}項^{かこう}

目^{もく}について一言^{ひとこと}ずつ言^{げんきゆう}及^{きょうぎかいいけん}して^{きょうぎかいいけん}い^{きょうぎかいいけん}って^{きょうぎかいいけん}しま^{きょうぎかいいけん}いますと、協議会意見^{きょうぎかいいけん}をそのま^{きょうぎかいいけん}まつな^{きょうぎかいいけん}げ^{きょうぎかいいけん}るこ^{きょうぎかいいけん}にな^{きょうぎかいいけん}ってし

ま^{ていど}いますので、ある程度^{かたち}まとめた形^{きょうぎかいひょうか}で協議会^{ぶんしやうか}評^{こころ}価^{こころ}の文章^{こころ}化^{こころ}を試^{こころ}み^{こころ}させて^{こころ}いただ^{こころ}いて^{こころ}いるところ^{こころ}で

ざいます。

【坪谷委員】 各論について、ここで言及する気は全くないので、単純にここの文章の終わりの

ところに、1、2、3とか書いてくれればいだけなんです。

【事務局】 了解いたしました。項目ごとに……。

【坪谷委員】 各文章がどの項目に該当した意見をまとめたものなのかが知りたいので。

【事務局】 例えば当事者の困り事についてという1行のところは、何番と何番と何番がここに反映

されているよという意味ですか。

【坪谷委員】 そうということです。まさにそうということです。

【事務局】 分かりました。まとめたものにもなりますので、協議会意見の中を全部網羅する形では
ないんですが、ここがここに連なっているんだという表現を入れさせていただければと思います。

【綿会長】 会長なのであまり意見を言えないのかなと思いますが、恐らく違う両極の意見があ
ったときに、大切なのは例えば国立市民全員が選択できるということがとても大切だと思うんです。

いろんなものがあると思うんです。いろんなものがあるって、いろんな考え方があっていい。そ
の代わり、ちゃんと選択できるようにしましょうねというのが実は大切なこと。

これはセーフティーネットの考え方から見れば、例えば基幹相談支援事業というのは何かという
と、要は2番のワンストップの話ですよね。もともと基幹相談支援の基幹って何ですかということ

をちゃんと理解しておかないと、これはワンストップですから、中身はこれから決めていけばいい話
なんです。基幹相談支援センターがどんなものでもつくれるんです。市町村で全然違いますから。

直営でやっているところもあれば、委託でやっているところもあれば、どんどん変えていくところも
あれば、だから、そういう意味では、今、坪谷委員が言われたように、それぞれ何番はこういうとこ

ろに反映されていますよ、それは基幹ですよとか。確かに言われたように、どの番号が基幹型に入るんだらうと。基幹型でも、恐らく2番のワンストップという言葉は基幹ですから、そういうところにもうまく分けていくと、表記の仕方としてはいいのかなと。

柔軟な運用という言葉なのか、本当に選択ができる資源を整えていくとかという話のほうが本当は分かりやすいのかなという気はします。

さらに、今ありました例えばしょうがいしゃ支援課とかふくふくとか、くにサポあたりは、いわゆるネットワークですね。ネットワーク化についてちゃんとしていかなきゃいけないのかなというのは意見としてあった気もしますので、そういうふうになん少整理していただくといいのかなと。あくまでこれも意見です。参考にさせていただければと思います。

そのほかはよろしいでしょうか。また意見がありましたら、協議会評価案のところの御意見を事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、②の説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 そうしましたら、Aの②「しょうがいのある子が地域で育ち、住み続けるための福祉サービス充実させます」ということで、これについては、前回議論いただいて、1番から5番までの保護者、家族会との支援のところも含めての意見を協議会評価案ということで入れさせていただいております。これも簡単に御説明いたします。

まず1つ、大きなカテゴリーとしては、今、市内学校の通学等の支援については充実の施策ができています。課題になっているのが、人材の不足があるということで、人材育成の取組を進める必要があるということで書かせていただいております。一方で、市町村に1か所設置することになっているセンターについては、設置はされたものの、保育所等訪問支援などの事業が実施できていないので、

センター機能の役割を果たすため行政との連携を十分に行う必要がある。このような評価案を入れ
させていただいているところでございます。

1番から5番までになりますので、1つの文章で表現させていただいたところでございます。

【綿会長】 ありがとうございます。②について御意見がありましたらお願いします。

【三井委員】 この児童発達のことに
関する意見が、基本的にそのセンターに同じしょうがいを持っている人たちが集まるというより、
発達やしょうがいに関係なく、様々な親や子どもが集まる場の
設置が必要だということを経々となく言ってきていると思うんですが、その部分が協議会意見のほう
には載っていますが、評価案のほうには載っていないということで今発言させていただいています。

先ほど委員長もおっしゃっていたように、
選択できるということがとにかく必要だということは
理解できますが、例えばしょうがい当事者がどうやって選択できるかということが、親や周りの人た
ちが選択していくということだけではなくて、そういうことも大切だということ
を当事者の意見として追加しておきます。

【事務局】 今のお話だと、発達とかしょうがいに関係なく、
様々な親や子どもが、当事者が集まる場と
いうか、子どもが集まる場ということでしょうか、1つは。

【三井委員】 小さいときには親がついて子どもがいると思うので、
小さいときから親や子どもがどんな
しょうがいを持っていても持っていなくても集まれるような場所、
そういうところが必要だとい
う意見は出していると思うんですが。

【事務局】 分かりました。

あともう一つは、当事者の選択の確保というところになりますでしょうか。

【三井委員】 だから、その当事者が、
どれだけ選択ができるかということが分かっていないんです。

【事務局】 そうすると、当事者が選択をどれだけできるのかということが、例えば我々市が分かっ

ていないとか、地域が分かっているとか、そういうところから考えなければいけないというようなことになりますでしょうか。

【三井委員】 そうですね。環境の状態で、例えば当事者に選んでもらっていくというふうに単純

に言うような形で、当事者が何かを選択していけるかといったらそうではないと思います。例えば

井上委員なんかも、例えば養護学校に行っていて、養護学校に行きたくないということをいつも言っ

ていると思いますが、養護学校じゃなくて普通学校だったら行きたかったのかと聞かれても、養護学校

は嫌だったけれども、普通学校には行ったことがないわけですから、その部分でどっちに行きたいか

と言っても、選択ができない現状がある。例えばの話ですが。

そういう部分の選択を、どうやってしょうがいを持っている人たちが選択していけるかといったら、

やっぱりいろいろ体験をしていかない限りは選択していけないんじゃないかという部分です。

【事務局】 そうしましたら、例えば今回は、Aの②はしょうがいのある子がというような形になっ

ておりますけれども、例えばですけれども、しょうがいのある子が選択できる環境を整えていく必要

があるとかそういう表現を入れることは可能かと思えます。

【綿会長】 今いろんな御意見があって本当にいいのかなとは思いますが、1個、この会議は、施策

に対する評価の会議であって、だから児童発達支援センター事業という施策、国のそういう事業があ

って、それに対して国立市はどうですかということの評価するのがこの会議の意味。そのときに、例

えば選択できていないならば選択できるようにしましょうとかということが、この会議の施策に対す

る評価、この委員会の大きな目的ではないのかなと。

だから、児発がいけないとか、この通所事業がいけないとかではなくて、これがうまく運用できて

いるかできていないかの評価ではないのかなという気がするんです。僕はそういう理解をしているので、ですから、逆に言えば、選択できるようになっていなければ、選択できるとするというのが大切かなと。例えばそれができていないとかというのは違う委員会と、権利擁護委員会とかそういうところ、それができていないよという議論だと思うので、ここの委員会というのは、あくまでも施策の評価ですので、そのところで混在するといけないかなという御意見です。事務局、いかがですか。

【事務局】 そうですね。そのあたりも私どももちょっと苦労しているところでございまして、今回そういう意味では、Aの②では、今、施策として移動支援が充実しているけれども人材の不足があるという課題や、児童発達支援センターを設置したけれどもその中でもその取組が十分できていないというようなところをここでは挙げさせていただいたと。課題と現状から、評価の中に今後考えなければいけない課題を表現させていただいたということになるかと思えます。

【坪谷委員】 Aの②は数が少なく、分かりやすくいいんですけども、1から5までである中で、この文章がサポートしているのは児童と移動支援なので、恐らく1番と4番の意見が集約されているんですけども、放課後等デイサービスという6歳以降、就学児に対する意見と親に対する意見、特に3番と5番に関しては丸々この評価案から抜けているので、もうちょっと放課後等デイサービスに関する事とかも、頑張って1行まとめていただきたいと思うんですが。

【事務局】 分かりました。確かに抜けてしまいましたので、事務局で改めて追記を考えたいと思います。

【寺島委員】 これはなかなか終わらないけれども、この協議会評価案をこんなに短くやる必要はないと思うんですよ。いっぱい書いたらいいと思うんです。

それで、この「しょうがいのある子が地域で育ち、住み続けるための福祉サービスを充実させます」

もくひょう かんが いま げんじょう ひょうか ぶんそく
という目標を考えたとき、今、現状は評価ですから、ちゃんとできていますよとか、これは不足し
ていますよとか、これは検討する必要がありますよとかというのを、右の協議会意見で出していた
いているわけですから、さらに追加があれば、これはどうも悪いことが多いんですけども、いいこ
ともちゃんと出させていただいて、それを3つぐらいに分けて、例えば児童発達支援センター開設及び
運営支援についてはこの辺ができています、この辺ができていませんと、この辺は要検討ですみたい
なのを全部協議会評価案で書いたらどうなんでしょう。要約するのはよほどの天才でも無理だと思
うんです。せっかく出しているんだから、それを分類して書けばそれでいいんじゃないかと
いう気がするんですけども。

じむきょく たと えー こうもく おお じむきょく しゅうやく さき かんが
【事務局】 例えばAの①とか②については項目が多かったので、事務局としても集約を先に考え
た部分がございます。その視点も含めて、それぞれに対応することではありませんが、ちょっ
と今言った形での意見集約をもう少し全体的に追記させていただければと思います。

わたかいちょう ひょうかあん すこ か こいけん
【綿会長】 評価案のところが少し欠けているところがまだあるということで御意見をいただきま
したので、そこを事務局のほうで整理していただいてという形でお願ひできればと思います。

こいけん
そのほか御意見はありますでしょうか。

じかん かいきゅうけい と こうはん すす
それでは、1時間たちましたので1回休憩を取らせていただいて、後半は③のところから進めてい
きたいと思います。

きゅうけい
(休憩)

わたかいちょう じむきょく すこ ねが
【綿会長】 それでは、あと③から⑥までありますので、事務局から少しまとめてお願ひできればと
思います。

じむきょく えー ごせつめい おも
【事務局】 それでは、Aの③、④の御説明をさせていただければと思います。

③「住まいの確保を支えとともに、地域で暮らしていくための支援を充実させます」となっておりますので、主に地域で暮らすための支援をどのようにしていくかというところの課題になってございますので、現時点での協議会評価案としては、地域生活支援拠点の整備が進んでいないということを一挙上げさせていただきました。国立市としてどのような拠点が必要かを検討し、整備計画がまだできてございませんので、整備計画を示す必要があるということで、このような文章にさせていただいております。

また、当事者が一人で地域で暮らすための介護者による支援を進めていく必要がある。当事者の方が地域で暮らすということが当事者の御意見として出ておりますので、それをこの中に入れさせていただいたところになります。

それから、Aの④「保健、医療に関する充実を支えます」の部分です。ここは、主に医療に関する施策となっておりますので、まず、精神しょうがいしゃの支援については、協議の場が設置されているということで、まだできておりませんが、精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の一步が踏み出されているという評価をさせていただいております。一方で、医療的ケア児に関する会議体については市役所内での連絡会にとどまっております、保健、医療などの関係者との協議会の設置ができておりませんので、その設置を進め必要があるという評価の文章にさせていただいております。

③、④を併せて御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【綿会長】 ③、④、いかがでしょうか。先ほど委員の皆さんから出ています協議会の意見をもっと集約して配慮というのは、市のほうでも検討いただいた上で御意見いただければと思います。

よろしいでしょうか。③と④というのは、国立の場合、できていないというのが大きなところでは

ので、まずは推進していかなければいけない。例えば地域生活支援拠点あたりができていなければ、前のところの人材確保とか、拠点事業の中で人材確保とか人材育成とありますので、拠点をちゃんとやらないと人材などは集まってこないし、緊急などもできないというのが基本的な大きな考え方です。で、そのあたりも少し整理をしていただければと思いますが、いかがですか。

【事務局】 この地域生活支援拠点というのは、何か1つの施設だったり、事業所だったりということではないと今考えてはおります。地域生活支援拠点という中には様々な役割があって、その中に今言ったように、地域でやっぱり当事者の方が暮らすために、何が、どんな支援が必要なのかとか、先ほどもありましたそのための人材確保をどうすべきなのかということも、拠点をつくって考えていくというところがございますので、このあたりを③の中では中心に考えさせていただいているところになります。現時点では、これがまだ国立の中ではできてございませんので、これをつくって、その先に今言ったような地域生活の充実というところも必要になると思います。1番の地域生活支援拠点の中にグループホームの開設というところが入ってしまっているので分かりにくい部分はありますが、地域生活支援拠点イコール、グループホームということでもございませんので、そういったところは御了解いただければと思います。

【綿会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、また何か意見がありましたら事務局にお申し出いただければと思いますので、先へ進めさせていただきます。

それでは、⑤、⑥を一緒にお願ひできればと思います。

【事務局】 それでは、Aの⑤「防犯に関する支援を充実させます」と、1枚めくっていただきまして、Aの⑥「しょうがいのある人とともに防災対策を進めます」、こちらの2つを併せて御説明させて

いただきます。

⑤につきましては、^{ぼうはん} 防犯に関する^{かん} 支援という^{しえん} ことでございますので、^{かだい} 課題になっているのは、^{はいしん} メール配信などといった^{かつよう} ツールの活用などについてはできているんだけど、^{とうじしゃ} 当事者の方に、^{かた} どういう^き ことに^き 気をつけてくださいとか、^{こうえん} そうい^{けんしゅう} う講演とか^{けいはつ} 研修といった啓発のようなものができておりませんし、^{はんざい} 犯罪から^{しみん} 市民を守る^{まも} 警察など^{けいさつ} そうい^{きかん} うた^{れんけい} った機関との^{けい} 連携という^{けい} ものが、^{じっさい} 実際に^{ぐたい} 具体的な^き ものが^{かだい} やはり^{すす} できていないところが^{かだい} 課題として^{すす} はございましたので、これを^{すす} 進めていくと^{すす} いったところも^{きさい} 記載^{きさい} させていただきました。

それから、^{ぼうさい} 防災対策につき^{しんがた} ましては、^{まえ} 新型^{あと} コロナの^{ようぼう} 前と^か 後で^か 要望が^か 変わっているところを^{ひょうげん} 表現^{しんがた} させていただいて^か ございます。^か 新型^か コロナ^{いぜん} ウイルス、^{ひなんじょ} コロナ^{いぜん} 禍以前^か については、^{ひなんじょ} 避難所^か 開設^か の^{ひなんじょ} 訓練^か ですか、^{とうじしゃ} やはり^{さんか} 当事者も^{じっせん} 参加^{くんれん} した^く 実践^{ともな} 的な^く 訓練^く が^{けいけん} できて^い いました。^い それに^い 伴^い って^い 訓練^い での^い 経験^い を^い 生^い かし^い た^い 車^い 椅子^い 用^い トイレ^い と^い か、^い 避難^い 所^い での^い バ^い リ^い ア^い フ^い リ^い ー^い 化^い の^い 推^い 進^い など^い が^い 一^い 定^い 程^い 度^い 進^い ん^い だ^い と^い 考^い へ^い て^い お^い り^い ます。^い 一^い 方^い で、^い 発^い 災^い 時^い の^い 手^い 話^い 通^い 訊^い 派^い 遣^い など^い の、^い い^い わ^い ゆ^い る^い ハ^い ー^い ド^い の^い 建^い 物^い と^い か^い で^い は^い な^い くて、^い ソ^い フ^い ト^い 面^い で^い の^い バ^い リ^い ア^い フ^い リ^い ー^い 化^い と^い う^い も^い の^い が^い 必^い 要^い だ^い と^い 考^い へ^い て^い ござ^い い^い ます。^い 新^い 型^い コ^い ロ^い ナ^い の^い 流^い 行^い 後^い に^い つ^い い^い て^い は、^い 以^い 前^い の^い よ^い う^い な^い 人^い が^い た^い く^い さ^い ん^い 集^い ま^い っ^い て^い 行^い う^い よ^い う^い な^い 訓^い 練^い が^い 実^い 施^い でき^い て^い お^い り^い ませ^い ん。

^ご こは^ご 誤^ご 字^ご です。^{かん} 「感^{かん} 染^{せん} 症^{しょう} 交^{こう} 流^{りゅう} 下^か」と^{かん} あり^{かん} ます^{せん} が、^{かん} 「感^{かん} 染^{せん} 症^{しょう} 流^{りゅう} 行^{こう} 下^か」^{しつ} っ^{れい} けい^{かん} だ^{せん} した^{しょう} した^{しょう} 誤^ご 字^ご です。^{りゅう} 流^{りゅう} 行^{こう} 下^か に^く お^く け^く る^く 訓^く 練^{れん} 方^{ほう} 法^{ほう} に^{けん} つ^{けん} いて^{けん} は^{けん} 検^{けん} 討^{とう} を^{すす} 進^{すす} め^{すす} る^{すす} 必^{ひつ} 要^{よう} が^{ひつ} あり^{ひつ} ます^{ひつ} と^{ひつ} い^{ひつ} う^{ひつ} こと^{ひつ} で、^{ぶん} そ^{ぶん} の^{ぶん} よ^{ぶん} う^{ぶん} な^{ぶん} 文^{ぶん} 章^{しょう} の^き 記^き 載^{さい} と^き させ^き て^き いた^き だ^き い^き て^き いる^き と^き ころ^き で^き ござ^き い^き ます。

^ご 意^ご 見^い を^ご いた^ご だ^ご け^ご れ^ご ば^ご と^ご 思^ご い^ご ます。^ご よ^ご ろ^ご し^ご く^ご お^ご 願^ご い^ご いた^ご し^ご ます。

^{わた} 綿^{わた} 会^{かい} 長^{ちやう}】^{ぼう} ⑤の^{ぼう} 防^{ぼう} 犯^{はん}、^{ぼう} ⑥の^{ぼう} 防^{ぼう} 災^{さい} 対^{たい} 策^{さく} に^な つ^ご いて^ご は、^ご 何^ご か^ご 御^ご 意^い 見^{けん} は^ご あり^ご ます^ご で^ご しょ^ご う^ご か。

^つ 坪^つ 谷^{ぼた} 委^い 員^{いん}】^じ 事^じ 前^{ぜん} の^い 意^い 見^{けん} と^{しつ} 質^{しつ} 問^{もん} に^か も^か 書^か せ^か て^か いた^か だ^か い^か だ^か いた^か ん^か だ^か す^か け^か れ^か ども、^{なん} ⑤の^{なん} No.3、^{なん} 立^た 川^ち 警^{けい} 察^{さつ} 署^{しょ}

との連携で、講演会等は開催できていないと書いているんですけども、これは開催するつもりがある
のでしょうか。これが目的とする事業なんですか。

【事務局】 講演会をやればいいのかという話ではございませんで、その先にはしょうがい当事者の
方を犯罪被害から守るための取組が必要になってくると考えてございます。ただ、その第一歩とし
て、分かりやすく伝えるというところが必要になってくるかと思っておりますので、こういったものをちょ
っと考えなければいけない。ただ、それが今までできていないので、これをきちんと考えなければ
いけないと事務局では現在考えているところでございます。

【坪谷委員】 ありがとうございます。どういう犯罪を想定しているのかという質問に対して、特殊
詐欺とかそういったものを想定しているとお答えが、特殊詐欺のところなんですけれども盗難ですね。
なかなか民事事案でのめ事というほうが実は困るんじゃないかと思うんですね。ここにも書いてあ
るんですが、NHKの放送受信料の話って、実は警察に相談者も立件してくれないですよ。だか
ら、結局警察との連携というのは、刑法における犯罪事案でしか多分相談できないので、警察との連携
で防犯、そうなんでしょうけれどもということなんです、生活安全課に相談する形になるんです
か。何課というのが大きいと思うんですけども。

【事務局】 個別のいろんな、警察も民事不介入みたいなどころがあると思っておりますけれども、私ども
も、例えば当事者の方が地域の中で帰るところが分からなくなってしまったとか、高齢の方が日中散歩
に出かけたけれども帰り道が分からなくなってしまったというときには、やっぱり今言った生活
安全課というところが地域の交番などを通じて、例えば立川警察署の生活安全課がその話を受けて
市役所に連絡をしてきたりというところがございますので、当事者も含めたそういうトラブルについ
ては、生活安全課がまず対象機関、対応になってくると思います。

ただ、現実的に物を取られたとか、何かを傷つけられたとか、脅迫されたとかというような事案になりまして、それは事件に応じて、例えば刑事課が出てきたりとかということでは、今までの経験の中ではあったのかなと考えているところです。

【坪谷委員】 ありがとうございます。ぜひとも生活安全課と連携して、講演会なり啓蒙活動は進めていただきたいと思います。ここに書いてある意見、【個人情報に関する発言につき、中略】。

同時に、家でうちの子どもがキャーと泣き叫んだときに誰かが通報して、警察官が4人くらいの夜中

に来て、髪の毛を切っていただけなんですけれども、それも説明したときに生活安全課の方が来てい

ただけなので、暴力だと刑事課が来るんですね。そこも、やっぱり届出をしてあったから、そういう

こともありますよねということで簡単に引き取っていただいたんですけれども、なので連携って結構

重要だったりするんですね。なので、ぜひともこれは進めていただきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。私どもしょうがいしゃ支援課の中でも、いろいろ日々業務の中

でやっておりまして、ちょっと帰り道が分からなくなってしまったとか、近隣のトラブルがあったとか

というような場面も様々目にするところですが、そういったときに当事者の方を守るということと、

当事者の方が地域の中で安心して暮らせるために何が必要かというのを考えていくためにも、今言

ったような、例えば1つは警察との連携。例えば講演会をやって終わりということではなくて、日々

の個別のケースの中での連携が重要になってくるのではないかと思いますので、そこはまた力を入

れていきたいと思っています。

【綿会長】 まさに防犯になると地域との連携とか、今はどうなんですか。ピーポくんってやってい

るんですか。ピーポくんの家とかってありますよね。

【事務局】 各学校のPTAのほうでやっている形を取っております。

【綿会長】 わたかいちょう しせつ なに へん か こ
うちの施設も、ピーポーくんの家で、何か変なことがあったときにすぐに駆け込めると

ちいき なか けいはつ おも
ころが地域の中にあるので、そういうのも啓発していけばいいのかなと思いますね。

ほうさい い おも びーレーびー びーレーえむ
あと、防災のところでは、これは入れておかなければいけないなと思ったのは、BCP、BCMが

ふくししせつ きむか きむか けいかそち ねん かんせい
福祉施設は義務化されますよね。もう義務化されたんですね。経過措置で、2024年には完成しなけ

びーレーびー びーレーえむ おも びーレーびー びーレーえむ
ればいけないというBCP、BCM。ここはまだできていないと思うので、BCP、BCMをどうや

すいしん ひつよう おも きむか
って推進していくかということころは必要かなと思いました。これは義務化されているので。

みついいいん いま わ
【三井委員】 今のはよく分からないんですが。

わたかいちょう びーレーびー びーレーえむ じぎょうけいぞくけいかく さいがい お
【綿会長】 BCP、BCMは、事業継続計画。災害が起こったときのものですね。

じむきょく せつめい さいがい おこ たと しやくしよ しやくしよ ぎょうむ
【事務局】 説明させていただきます。災害が起こったときに、例えば市役所なら市役所の業務をどう

つづ けいかく さいがい お まえ き わたし くにたち
やって続けていくかの計画を、災害が起こる前にあらかじめ決めておくといったものが、私ども国立

びーレーびー いまかいちょう じぎょうしよ
でもありますBCPというものになります。今会長がおっしゃったのは、それぞれの事業所でもそれ

じぎょうしよ なか さいがい お たと とうじしゃ かた うけい
をつくらなければならない。それぞれの事業所の中で、災害が起きたときに、例えば当事者の方の受入

ひなん
れをどうしていくのかとか、避難をどのようにするのかというのをあらかじめつくっておくというの

びーレーびー さくせい てん ついき おも
が、このBCPの作成ということでございます。その点については追記させていただければと思いま

す。

ほうさい かん さまざま とうじしゃ かた なに い
あと、防災に関することですので、様々それぞれの当事者の方で、何かこういったものも入れたい

こいけん おも
といったところがあれば、御意見をいただければと思います。

わたかいちょう
【綿会長】 そのほかはいかがですか。

みついいいん きむか
【三井委員】 義務化というのはどういうことですか。

じむきょく きむか じぎょうしよ
【事務局】 義務化というのは、その事業所で作らなければならないということになります。それ

その事業所で、BCPというのをつくってもいいし、つくらなくてもいいということではなくて、

各事業所でそれをきちんとつくりなさいということが義務化、要はつくらなければならないということ
が、義務化ということになります。

【三井委員】 福祉施設が義務化になるんですか。

【事務局】 福祉施設というところがちょっと分かりにくいですが、例えばしょうがい福祉サービスを行う

事業所がつくらなければならないという意味での義務化です。

【丸山委員】 綿先生のほうが詳しいと思うんですけども、私は生活介護の事業所に勤めています

けれども、生活介護はもちろん当然義務化でして、恐らく減算対象になると、BCPの作成ができて

いない施設に対しては減算ですね。なので、将来的に今、経過措置で2024年ということでしたけれ

ども、今後計画をきちっと整えていなければ、入ってくるお金が減らされる対象になるぞというこ

とになっていますので、現在当施設では検討して作成しているところ。ほぼ作成は終わっているんで

すけれども、恐らくどこの施設もやっているかなと思います。多分、子どももですよ。高齢施設も

含めて全部だと思います。

【綿会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、今、防犯、防災について御意見ありがとうございました。

引き続きまして、今度はBですね。Bの①インクルーシブ教育のところをお願いします。

【事務局】 Bの①は教育、②は経済的な自立ということでちょっとカテゴリーが変わってまいりま

すので、まず、Bの①「インクルーシブ教育システムを進めます」のところを御説明させていただ

ればと思います。

こちらにつきましては、^{つら} ^{ぐたいてき} ^{とりくみ} 連なる具体的な取組については……。途中が抜けていると思いますので追加
いたします。^{なんばー} ^{つぎ} ^{なんばー} No.1、2の次がNo.8、9になってしまっているので、間が飛んでしまっています
ので、^{きょうぎかいひょうかあん} ^{こせつめい} 協議会評価案だけを御説明させていただきます。

^{くにたちし} ^{きょういくたいこう} ^{もんごん} ^{いったん} ^も まず、国立市の教育大綱の文言を一旦そのまま持ってきています。「^{しょうがい} ^の ^{ある} ^{児童}・^{せいと} ^の ^{生徒}
^{もしょうがい} ^{のない} ^{児童}・^{せいと} ^も ^{同じ} ^場 ^で ^{共に} ^{学び}、^{相互} ^に ^{成長} ^{できる} ^{フルインクルーシブ} ^{教育} ^を
^{めざ} ^す」ということが、^{げんざいくにたちし} ^{きょういくたいこう} ^{なか} 現在国立市の教育大綱の中にございますので、これからということを入れさ
せていただいています。

^{じょうきょう} ^{なか} そういった状況の中で、このフルインクルーシブ教育の実現に向けては、^{きょういく} ^{じつげん} ^む ^{かくがっこう} ^た ^か ^{なか} 各学校の建て替えの中
では、^{とうじしゅ} ^{いけん} ^と ^い 当事者の意見を取り入れまして、^か ^{すいしん} ^{おこな} バリアフリー化の推進などを行っているというところがござ
いましたので、それは^{すす} ^{ひょうか} ^い 進んでるところの評価ということで入れさせていただきました。さらに、そこ
を^こ ^{がくしゅうかつどう} ^{さんか} ^{ひつよう} ^{たと} ^{ごうりてきはいりょ} ^{かんきょう} しょうがいのある子どもが学習活動に参加するために必要な例えば合理的配慮ですとか、環境
^{せいび} ^{すす} ^{ひつよう} ^{かたち} ^{いま} 整備について進めていく、こういったものが必要であるという形で、今まとめさせていただいている
ところでございます。

^{わたかいちょう} 【綿会長】 いかがでしょうか。

^{じむきょく} ^{きょうぎかいいけん} ^{じぜん} ^{いけん} ^{ふく} ^{きほんてき} ^い 【事務局】 協議会意見のところは、事前にいただいた意見なども含めて基本的なところを入れさせ
ていただいている形になります。

^{つぼたにいじん} ^{ぎじろく} ^{のこ} ^{しつもん} ^{ほうほう} 【坪谷委員】 これは議事録に残さなくていいんですけども、質問なんすけれども、この方法でや
っていくと、^{いけん} ^か ^ば ^{きょうゆう} ^{まった} ここの意見に書いてあることをこの場で共有して、しゃべったりすることは全くなく
なってしまうんですけども、^{ぎゃく} ^か ^に ^ど ^て ^ま 逆に書いてあることしゃべるだけだと二度手間になるんですけど
も、いいんでしょうか。

【綿会長】 この中に入っていないよとかというのは、全然いいんです。

【坪谷委員】 この辺に関しては、自分の子どもが対象者なので山ほど言いたいことはあるんですけ

れども、1番のところは、年に1回、事業所フェアとかで集めるやつですよ。この場に参加して

いる放課後等デイサービスの方々は結構限られるんです。多分、就学前の親御さんたちは、放課後等

デイサービスが何をするとところとか全然部類も分からないんです。僕がここに挙げさせていただ

たんですけれども、こういった①から④に分類に実際されるんですよ。①のただ預かっているところ

と、②の習い事をされているところ、③運動療育型、さらに、④の本当に個別療育までやるという

ところなんですけれども、実際、今の国立市の今の全14の事業所において選択肢はありません。ほと

んど①です。④の個別療育までしっかりやるところというのは1~2か所の事業所しか実はないん

ですね。なので、国立市が紹介する療育施設や放課後等デイサービスの内容は結構限られていて、

こういったところかという実態を全く伝えてないことになるんですよ。そもそも選択肢がない。

ここは、実は国も今問題視はしていて、意見のところにも書かせていただきましたが、昨年の10月

に厚生労働省から放課後等デイサービスを2類型に分類しましょうという案が出ていて、総合支援型

と特定プログラム特化型なんですけれども、要するにこの①の預かり型は総合支援型となって、ここ

にはお金をもう出しませんよという方針に今なろうとしているところなんです。なので、それに対

する対応をどういうふうに考えていますかというのは結構重要で、居場所がなくなくなるのは非常

に困るんですよ。かといって、このまま放置して、ただ預かっておだけという施設がぼこぼこ増え

ても困るということなんです。このジレンマを何とか今のうちに対応を考えておかないと、いざ

予算がつかせません、親御さんたちに負担がかかりますでは困るんです。

市によっては、もう総量規制が入っている市もあります。結構簡単に放課後等デイサービスの事業

は立ち上げられてしまって、ニーズはあるものですから、目いっぱい受け入れれば必ず事業は黒字になるという結構おいしい事業だったりするんです。ただ、預かり型だけに関してはもう認可しないという市も出てきています。ここをしっかりと対応を考えていただきたいんですね。親の立場からすると、預かっていただくという機能はどうしても必要なんです。でも、プラス療育もしていただきたいので、やっぱり①と④を交ぜたようなことをやっていただくのはありがたいし、それを目指していただきたいんですけども、実情としては、1施設における上限が10人と決まっているというのがあるので、基本的に売上げという意味では頭が決まっているんです。なので、同じ売上げだったら、手間暇をかけないほうが事業の利益になるので、結構難しいんですよ。じゃ、どうするか。お金をつけるか、その10人というのを緩く、時には15人でもいいよぐらいに緩く運用するだとか、この運用の仕方も実は市町村によって全然違うそうで、東京都は結構厳密に10人なら10人とやってしまうので、もう売上げの上限が決まっているんですよ。

話せばすごく長くなってしまいますのでこれくらいにしておきますけれども、なぜ今、放課後等デイサービスが厚生労働省からこうやって問題視されているか、どういうことを厚生労働省がしようとしているか、どういうお金の配分をしようとしているか、それに対して国立市の現状として、今使っている利用者が困らないようにするにはどうすればいいかということを、ちょっと出していただきたい。先に考えてほしいんですよ。

【事務局】 私どものほうで、事業所フェア等で、放課後等デイサービスというのはこういうところなんですというお知らせはやってきたところでございますけれども、今、坪谷委員が言われたような、そもそも放課後等デイサービスの役割だったりとか、どういったものがあるのかというところが、どうしても預かりの場所といったところが中心になってきてしまうのが現実でございます。そちらにつ

いては、私^{わたし}どものほうで、今^{いま}言^いった御^ご意^い見^{けん}を基^{もと}に、この場^ばではこ^こうい^いったもの^{もの}が^があ^ありますよ^よとは申^{もう}し

あ^あげ^げられ^れない^いん^んです^すけれ^れども、そこ^こを^をど^どの^のよ^よう^うに^に考^{かん}え^えて^てい^いる^るか^かと^とい^いう^うこ^ころ^ろを^を、意^い見^{けん}を^を基^{もと}に^にこ^この^の中^{なか}に

つ^つい^いき^き ^ひょう^{ょう}げ^げん ^{かん}が ^{おも}
追^お記^きする^す表^ひ現^{げん}を^を考^{かん}え^えて^てま^まい^いり^りた^たい^いと^と思^{おも}い^いま^ます^す。

【事務局】 お手^て元^{げん}の^の資^し料^{りょう}に^に訂^{てい}正^{せい}が^がござ^ごい^いま^ます^す。B^{びー}の^の①^{なんばー}の^のNo.1、2^{あと}の後^{なんばー}が^が、No.8、9^{なんばー}とな^なって^てい

る^るん^んです^すが^が、正^{ただ}しく^くは^はNo.3、4^{なんばー}です^す。そ^それ^れで^で抜^ぬけ^けが^がな^ない^いと^とい^いう^う形^{かたち}に^にな^なり^りま^ます^す。大^{たい}変^{へん}申^{もう}し^し訳^{わけ}ござ^ごい^いま

せ^せん^んで^でし^した^た。

【事務局】 大^{たい}変^{へん}失^{しつ}礼^{れい}いた^たし^しま^まし^した^た。B^{びー}の^の①^{つづ}は^は1、2^{つぎ}と^と続^つい^いて^て、次^{つぎ}の^のペ^ぺー^えジ^じが^が8、9^{なんばー}とな^なって^てい^いる^るの

が^が3、4^いと^とい^いう^うこ^こと^とで^で、も^もう^う一^{いち}度^ど御^ご確^{かく}認^{にん}さ^させ^せて^てい^いた^ただ^だけ^けに^にば^{あい}ら^だぬ^ぬに^に抜^ぬけ^けた^たもの^{もの}は^はご^ござ^ざい^いま^ませ^せん^ん。

【綿^{わた}会^{かい}長^{ちやう}】 こ^この^の放^{ほう}テ^てイ^いの^の問^{もん}題^{だい}と^とい^いう^うの^のは^は、国^{くに}で^でも^も問^{もん}題^{だい}に^にな^なっ^つて^てい^いる^る課^か題^{だい}で^でも^もあ^あり^りま^ます^すの^ので^で、国^{くに}立^たち^ち市^し

で^でど^どう^うや^やっ^つて^て考^{かん}え^える^るか^かと^とい^いう^うこ^こと^とと^と、も^もう^う一^{ひと}つ^つが^が、タ^たイ^いトル^るが^がイ^いン^んク^くル^るー^しブ^ぶ教^{きやう}育^{いく}と^と、イ^いン^んク^くル^るー

シ^しブ^ぶで^です^すの^ので^で、ほ^ほか^かの^の市^し町^{ちやう}村^{そん}で^でい^いく^くと^と、今^{いま}、例^{たと}え^えば^ば学^{がく}童^{どう}の^の中^{なか}に^にし^しょう^うが^がい^いを^を持^もっ^つて^てい^いる^る子^こども^{ども}た^たち^ちを

い^いっ^つしょ^う ^あつ^つ ^{ほう}ほう^{ほう} ^うつ ^{ほう}こう^{こう}
一^いっ^つしょ^うに^に集^あめ^つる^る方^{ほう}法^{ほう}に^に移^{うつ}す^すと^とい^いう^う方^{ほう}向^{こう}も^もあ^ある^る、や^やっ^つて^てい^いる^るこ^ころ^ろも^もあ^あり^りま^ます^す。放^{ほう}課^か後^ご児^こ童^{どう}デ^てイ^いの^のほう^{ほう}は^は、

ぎ^ぎゃ^ゃく^く ^りやう^うい^いく^く
逆^{ぎゃく}に^に療^{りやう}育^{いく}を^をし^しっ^つか^かり^りと^とや^やっ^つて^てい^いき^きま^まし^しよ^うと^と、ち^ちゃ^ゃん^んと^とす^すみ^み分^わけ^けを^をし^しま^まし^しよ^うと^とい^いう^う市^し町^{ちやう}村^{そん}も

い^いま^まじ^じょ^う ^で
今^{いま}徐^{じょ}々^うに^に出^でて^てき^きて^てい^いる^るの^のも^も情^{じやう}報^{ほう}と^として^{して}あ^あり^りま^ます^す。で^です^すか^から^ら、多^た分^{ぶん}イ^いン^んク^くル^るー^しブ^ぶ教^{きやう}育^{いく}と^とい^いう^うこ^ころ^ろ

と^と、さ^あき^きの^の預^{りやう}か^かり^りと^とい^いう^うこ^ころ^ろ、そ^そし^して^て療^{りやう}育^{いく}と^とい^いう^うこ^ころ^ろ。こ^この^のあ^あた^たり^りを^をど^どう^うや^やっ^つて^て住^すみ^み分^わけ^けて^てい

く^くか^かと^とい^いう^うの^のが^が、今^{こん}後^ご、市^しと^として^{して}考^{かん}え^えて^てい^いく^くこ^こと^とか^かな^なと^と思^{おも}い^いま^ます^す。

そ^その^のほ^ほか^かい^いか^かが^がで^でし^しよ^うか^か。

じ^じか^かん^ん ^{かん}け^{けい}
時^じ間^{かん}の^の関^{しゅう}係^{こう}も^もあ^あり^りま^ます^すの^ので^で、②^{かね}か^から^ら⑤^{かん}ま^まで^でが^が就^{しゅう}労^{ろう}系^{けい}と^とか^かお^お金^{かね}の^の関^{かん}係^{けい}に^にな^なり^りま^ます^すの^ので^で、こ^こを^を最^{さい}後^ご

い^いっ^つき^き ^ねが
一^いっ^つき^きに^によ^よろ^ろしい^いで^です^すか^か。お^お願^ねい^いし^しま^ます^す。

【事務局】 そ^そう^うし^しま^まし^したら^ら、B^{びー}の^の②^{おも}～⑤^{しゅう}で^で、③^{おも}か^から^ら⑤^{しゅう}に^につ^つき^きま^まし^して^て主^{おも}に^に就^{しゅう}労^{ろう}と^とい^いう^うこ^こと^とに^にな^なり^りま^ます^す。

けいざいてき じりつ しゅうろう こうもく あわ せつめい おも
経済的な自立と就労というところで、項目として併せて説明させていただければと思います。

まず、②の経済的な自立の部分、「しょうがいのある人の経済的な自立を支えます」でございます。

テーマとしましては、ここに書かせていただいたとおり、当事者に対する手当ですとか、助成等の案内

といったものがございましたので、そこを中心に書かせていただいております。できていることとし

ましては、身体障害者手帳等を新しく取られたとか、国立市に移られた場合には、手当ですとか、

減免制度について説明と手続を一括して、その場で一緒に行き、申請の漏れがないような取組を今

行っているところでございますので、それを書かせていただいております。

一方、生活困窮の相談については、福祉総合相談窓口がございますので、そことの連携による支援

ができておりますので、それらの取組を今後継続する必要があるという評価文案とさせていただきます

おります。

それから、③「しょうがいしゃのある人の雇用促進させます」というところでございます。ここは

主に、就労支援になりますので、ここにあるとおり、就労継続支援、就労移行支援の利用者が、一般

就労の移行について、目標をおおむね達成している年度もあったけれども、その後の新型コロナに

よって実績が低下してきたという現状がございます。こうしたことについて、しょうがいしゃの

就業、それから生活支援課との関係機関との連携を深め、一般就労をさらに進める必要があるとい

う評価をさせていただきます。

④の「しょうがいの特性に応じた就労を支えます」というところでございます。こちらについては、

私も国立市では、市が直営就労支援センターを運営しているところでございます。この就労支援

センターの利用数が順調に伸びてございますので、個々の状況に応じた個別支援だけでなく、雇用

の啓発・開拓などの施策も進める必要があるという評価をさせていただきました。

さいご ひと ふくしてきしゅうろう ささ いっぱんしゅうろう
最後に、「しょうがいのある人の福祉的就 労を支えます」ということで、いわゆる一般就 労という

げんじょう ふくし なか せいかつかいこ じぎょうしょ じょうほう
のは、現状のしょうがい福祉サービスの中の生活介護ですとか、そういったところの事業所の情報

こうかん れんけいきょうか つづ しないじぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ささ しさく すいしん
交換などの連携強化や、そういったことを続けて、市内事業所の福祉的就 労を支える施策を推進する

か じぜん いいん みな いけん きさい
ということを書かせていただきました。あと、事前に委員の皆さんからいただいた意見もこちらに記載

きょうぎかいいけん なか い
してございますので、それについて協議会意見の中に入れさせていただいたところでございます。

わたかいちょう なに こいけん
【綿会長】 何か御意見ありますでしょうか。

みついいいん びー とくせい おう しゅうろう ささ きょうぎかいいけん の
【三井委員】 Bの④しょうがい特性に応じた就 労を支えますのところに、協議会意見として述べた

くにたちし すず かんが かた
ものなんです、国立市はソーシャルインクルージョンというのを進めていくというような考え方

わたし がくしゅう
がありまして、そういうのがない。また、私たちちゃんと学習ができてませんが、ソーシャルファ

かんが わり いっぱんしゅうろう も にんげん いっしょ はたら
ームみたいなことを考えていくと、割と一般就 労よりも、しょうがいを持った人間と一緒に働ける

じょうきょう おも ぶぶん
ような状況をつくれるのではないかと思っている部分があります。

かんが かた かいじょ た ぎゃく い み けんじょうしゃ
それから、考え方ですが、介助がすごく足りないというところがあって、逆な意味で、健常者に

たい ちが かんが かた いま わたし しない
対してのソーシャルファームじゃないけれども、違った考え方、それこそ、今、私たちは市内にあ

だいがく はたら かいこ ひと すこ ぶぶん あか
る大学などに働きかけて、できれば介護の人になってくれないだろうかと、少しこちらの部分では明

みとお すこ で
る見通しも少し出てきたというか、いろいろタウンワークとかそういうのでやっけていてもちっとも

ひと こ だいがく だいがくせい かお た じょうきょう
人が来ないの、大学のInstagramなんかでちょっとただけで、大学生が顔を出してくれる状況

かんが かた わた わたし し びーらーびー びーらーえむ
もあったりして、やっぱりちょっと考え方が、さっき綿さんが、私たちが知らないBCPとかBCM

はなし わたし いま
というお話がありましたけれども、私たちが今ソーシャルファームとかソーシャルインクルーショ

せかい ふくし なか てんかい かんが
ンとか、フルインクルーシブとかいう世界を福祉の中でも展開していくべきなんじゃないかと考え

しだい
ている次第です。

【綿会長】 ありがとうございます。まさにインクルージョンというのはとても大切な考え方なの

で、ここを推奨していくことはとても大切かなと僕も思います。

【事務局】 今言ったように、ソーシャルインクルージョンですとか、そういった考え方も、場合に

よってはここの就労支援、施策という意味での就労支援センターの件数だけでいくと伸びていると

いう評価の形になるわけですが、今後のところには、今言ったような様々な働き方も必要に

なってくるかと思えます。そういった要素もちょっと取り入れることも必要ではないかと思われま

ので、そのあたりは追記できるのであれば追記してまいりたいと思います。

【綿会長】 多分、今後、就労の種類もどんどん変わってきていて、先ほどの人を集めるときに、

インスタグラムとかというのは本当に今有効で、さらには働き方も、仕事の仕方も、ついにメタバ

ースもオーケーになってくるという時代が来ている。メタバースで就労継続B型でもできると、新し

い空間の中で、例えば歩けない人が、アバターを使って歩けるようになって人と出会って、それをB

型の仕事としてもいいという国の大きな考え方があったりとかすると、多分、次の世代の中の働き

方をどうやって導入していくかというのも、これでいくと必要なんだろうなとは思っています。

僕もそれを聞いたときにはもうびっくりしましたけれどもね。まず、「メタバース」という言葉自体

にもうついていけなかったんだけれども、そういうことはきっと今後、新しいことと取組というのは

必要なかなと思っています。

【事務局】 そういう意味では、今ある就労の形よりも、これは今の中間評価というよりも、次の

計画をつくるときに、新たなしょうがい当事者の就労の形というようなところで、どのように表現

していくかというところにもなってくると思えますので、次の計画策定のときに、またここを改め

て、この評価を踏まえた上での御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いたいし

ます。

【坪谷委員】 就労支援事業についてちょっと質問があるんですけども、これは就業するところ

を紹介する事業という位置づけでよろしいですか。

【事務局】 就労支援事業は、もちろん就職する先に当事者の方をつなげるという役割も1つござ

います。それからもう一つ、就労後も、就労できているかどうかを継続して面談したりとか、働

方で何か困っていることがないかといったことを、当事者の方の話を聞いて、何か困ったことがあ

ればそれを就職先に伝えとか、そういったこともやってございます。

また、一方では、受入れ先の就職企業に、様々な当事者の方を受け入れられるような対応の仕

とか、そういったところを企業さんに向けてアドバイスをするとか、そういったところも就労支援セ

ンターの中では支援員が行っている。そのような要素がございます。

【坪谷委員】 ありがとうございます。それを踏まえた上でなんですけれども、先々週あたりにある

事業所の方と話をしたときに、福祉から漏れてしまうところが1つあるらしくて、私も実感として

はなくて話を聞いただけなんですけれども、18歳以降、もうちょっと訓練すれば働けるのに、それ

を訓練する期間も予算もないということが問題だって言われたんですね。18歳以降でB型事業所で

働けないとなってしまうと、お金をもらって福祉で生きてくださいという形になってしまっ、も

うちょっと職業訓練的なものでもいいんですけども、ここの事業に値するかが私は不勉強で分

からないんですが、就労移行支援の中にその職業訓練、もしくは生活訓練を、もうちょっとしたら

ここで働けるのというところの何かサービスなり何かないかなというのが要望であります。

【事務局】 就労の移行とか訓練については期間が決まっていたりする場合もございますので、それ

を例えば当事者の状況によっては延長するとか、もう少し期間を見て、続けることも必要ではない

かと思われまので、そういったところを含めて、その当事者に合った就労ができるような形が本来
理想だと思ひますが、例えば自治体によっては予算の関係であつたりということで、その期間を決め
られてしまう場合もあるのではないかと思ひます。

国立市としましては、当事者の方が、冒頭の話に戻りますけれども、選択という中で、当事者の方
がどういふ選択をされるのか。それで、やっぱり就労したいと、私ども就労支援センターの専門員
も、就労支援のときの意見交換を担当の職員ともしますけれども、何を一番重視するかという
と、やっぱり当事者が就労したい、就労を続けたいという気持ちにまず応える。どうやって応えていく
かというのをまず考えると言つておりましたので、そういったしょうがいしゃを取り巻く状況に
ついては、そういったことを踏まえて考へてゐる必要があるのではないかと思ひます。今言つた御意見
を参考に、私どもの現場のほうでどのような形に反映できるか、私のほうで考へていきたいと思
ひます。

【綿会長】 ありがとうございます。最近の傾向として、移行支援は3年がマックスなので、3年で
なかなか就職できないというときに、よくあるのが、今B型から一般就労に向かつていくほうが多
くなつてきているというのが傾向的にあつて、B型は期限がないからじっくりと職業訓練ができる
と。そして、A型を経由するのではなくて一般就労に行くという動きが徐々に増えてきているという
のはよくあります。A型どんどん、A型は厳しいので、やっぱり仕事で首になつてしまつたりという
リスクがあると。だから、そういう意味では、Bから一般就労とか、移行が3年間が限界なので、そ
このところをどうするかとか、きついろいろな形の中であるかなと思ひます。

国立市の場合は、なかぼつですか。エリア的には生活支援と一緒になつてゐるんですか。

【事務局】 就労センターは、なかぼつとはまた別になります。

【綿会長】 なかぼつは、くにたちし 国立市はない。

【事務局】 あります。

【綿会長】 であれば、ほんとう 本当に生活といったいかた の一体型はととても大切なので、じぎょうしょ この事業所。じゅうじつ この充実を
やっていくことも、はたら 働くことと生活とりようほういっしょ を両方一緒にやっかないときび 厳しい方も多くかた いらっしゃるので、
これは中身をもっと有効にしていきたいと思います。いいかももしれないですね。

そのほか就労に関してのところはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、じかん お時間が来ておりますので一応これで。また、いちおう 御意見がある委員の皆さんは事務局に意見を
お寄せいただくという形と、きょうぎかい あと協議会の意見を反映して、どこの意見が反映されたのかということこ
ろも含めての整理をよろしくお願いできたらと思います。

それでは、きょう 今日のところは一応終わりましたので、いちおう 次第の6、しだい その他のところで、た 事務局より説明
をお願いします。

【事務局】 その他は日程、予定とさせていただきます。

しだい 次第一番下にかかせていただきましたが、いちばんした 次回予定ということで、じかい 次回は年が明けて、とし 令和5年、れいわ 令和5年、ねん
2023年2月21日(火)を予定しております。ねん 時間は午後7時から、か 場所は今日と同じく3階、よてい 第1・
第2回会議の予定でございますので、ごよてい 御予定いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【綿会長】 ありがとうございます。それでは、じかい 次回が来年2月21日の午後7時からです。また

つうちあんない 通知案内が届くと思いますけれども、とど 御予定いただければと思います。

では、きょう 今日これで協議会は終わりたいと思います。今年最後になりますので、おち 皆さん、ぜひよ
いお年をお迎えいただければと思います。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。